

能登町低入札価格調査制度実施要領

平成31年 2月28日

告示 第 9 号

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町が発注する建設工事の入札における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、総合評価方式を適用する工事（以下「対象工事」という。）に係る入札に適用するものとする。

(低入札価格調査基準価格の算出方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（消費税相当額を含まない額）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、予定価格算出の基礎となった各号全ての合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、各号全ての合計額からスクラップ処分益を控除した額）とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分の10%相当額は現場管理費とみなす。

3 前2項により算出した額が、予定価格（消費税相当額を含まない額）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

4 前3項により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって調査基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 町長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格の適用があること。

(2) 調査基準価格を下回った場合の入札終了方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に要求する資料提出に応じること。

(5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札価格が第6条に規定する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を失格とすること。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、低入札価格調査を行ったうえで総合評価を行う旨を告げて入札を終了するものとする。

(数値的判断基準による低入札価格調査)

第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札時に提出された工事費内訳書（以下「内訳書」という。）に基づき、次に掲げる各号の基準に適合するか確認するものとする。

(1) 内訳書に記載された直接工事費の額が、発注者の設計した直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額以上であること。

(2) 内訳書に記載された共通仮設費の額が、発注者の設計した共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額以上であること。

(3) 内訳書に記載された現場管理費の額が、発注者の設計した現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額以上であること。

(4) 内訳書に記載された一般管理費等の額が、発注者の設計した一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額以上であること。

2 前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を失格とし、他の有効入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

3 前2項の規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(落札者の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定に基づき落札者を決定したときは、直ちに落札した旨を当該落札者に通知するとともに、他の入札者に落札者の決定があった旨を通知するものとする。

2 落札決定の通知を受けた者は、契約書提出時に誓約書を入札執行を所管する課長に提出しなければならない。

3 前条の規定により、失格となった者に対しては、失格となった旨を通知する。

(調査基準価格を下回る落札者との契約等に係る措置)

第8条 第6条の規定により決定した当該落札者に対しては、契約締結に際し、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 前払金は、請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっては、前払金額とあわせて10分の4に相当する額以内とする。

(契約後の取扱い)

第9条 入札執行担当者は、低入札価格調査を実施した結果、契約内容に適合した履行がされると認めた工事については、第7条第2項に掲げる書類を当該工事の監督員に引き継ぐものとする。

2 当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）及び監督員は、施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリング等の検証を行うものとする。

3 監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。

4 第2項の規定に基づく検証結果と実際の施工体制等が異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に確認するものとする。

5 所管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(特記仕様書への明示等)

第10条 前条第2項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

(1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、請負者は、所管課長の求めに応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳を所管課長に提出しなければならない。

(2) 前号の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。

(3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、請負者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際してその内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、これに応じなければならない。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第32号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日告示第8号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。